

登園許可証



ふたば保育園 園長 殿

クラス _____ 園児名 _____

病名 「 _____ 」

上記感染症については症状も回復し、集団生活に支障ない状態と診断します。

年 月 日以降の登園を許可します。

年 月 日

医療機関 _____

医師名 _____ 記名印または署名 _____

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について登園許可証の提出をお願いします。

感染力のある期間に考慮した上で、お子さまの回復状態が、集団での保育生活が可能なお状態になってから登園いただくよう、ご配慮ください。

疾患名	登園の目安
インフルエンザ (新型は除く)	発症後5日経過、かつ解熱後3日を経過するまで
麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで。
風しん(三日はしか)	発疹が消失するまで。
水痘(水ぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで。
結核	医師により感染の恐れがなくなったと認められるまで。
咽頭結膜熱(プール熱)	主な症状が消失してから2日を経過するまで。
流行性角結膜炎(はやり目)	結膜炎の症状が消失してから、医師により感染の恐れがなくなったと認められるまで。
百日咳	特有の咳が消失するまで。
腸管出血性大腸菌感染症 (O-157、O-26、O-111等)	症状が治まり、かつ抗菌薬の治療が終了し、48時間あけて連続2回の検便で、いずれも菌陰性が確認されるまで。
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがなくなったと認められるまで。
髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがなくなったと認められるまで。
新型コロナウイルス感染症	発症後5日経過し、かつ症状が改善した後1日経過するまで。

園長	主任	担任